## ひろせNEWS

## ひろせ税理士法人

TEL 075-801-6331 Mail info@hiroses.co.jp

100%グループ内合併の税務リスクについて

100%グループ内合併の税務リスクについて

大きく下記の3つの論点があります。

- ・適格合併
- ・繰越欠損金の引継ぎ
- ·特定資産譲渡等損失

それぞれ税務リスクがあり、安易な判断は禁物です。

適格合併に該当すれば、繰越欠損金の引継や特定資産譲渡等損失も問題ないと判断してしまいがちですが、実際には、繰越欠損金を引き継げないなどのケースや親族で株式を持ち合っている場合など、そもそも適格合併に該当しないケースがあったりします。

最近では、組織再編成に係る行為又は計算の否認の判例もでてきていますので、より一層、慎重な判断が必要となります。

組織再編成は、複雑なスキームになったり、健全な合併を阻害しないため法律で全てのケースを網羅して記載することが不可能です。

そのため、法律に記載のある要件などを満たすことは当然のことながら、合併を行う目的や手法、合併をした結果、その合併の趣旨・目的が妥当であるかの検討も必要になります。

文責 (経営支援グループ 平井 勝也)